

区分・種別	史跡
名 称	<p>いよへんろみち</p> <p>伊予遍路道 ※アンダーライン部分が追加指定に関する箇所</p> <p>かんじざいじみち 観自在寺道（愛南町 平成30年10月15日）</p> <p>いなりじんじゃけいだいおよびりゅうこうじけいだい 稲荷神社境内及び龍光寺境内（宇和島市 平成29年10月13日）</p> <p>ぶつもくじみち 仏木寺道（宇和島市 平成28年10月3日、平成29年10月13日）</p> <p>めいせきじみち 明石寺道（宇和島市 令和6年2月21日）</p> <p>めいせきじけいだい 明石寺境内（西予市 令和元年10月16日）</p> <p>だいほうじみち 大寶寺道（西予市 令和元年10月16日、令和6年2月21日、大洲市 令和6年2月21日、久万高原町 令和4年11月10日）</p> <p>だいほうじけいだい 大寶寺境内（久万高原町 令和4年11月10日）</p> <p>いわやじみち 岩屋寺道（久万高原町 令和3年3月26日、令和4年11月10日）</p> <p>いわやじけいだい 岩屋寺境内（久万高原町 令和4年11月10日）</p> <p>じょうりじみち 浄瑠璃寺道（久万高原町 令和4年11月10日）</p> <p>じょうりじけいだい 浄瑠璃寺境内（松山市 令和5年3月20日）</p> <p>やさかじけいだい 八坂寺境内（松山市 令和6年2月21日）</p> <p>じょうどじけいだい 浄土寺境内（松山市 令和5年3月20日）</p> <p>はんたじけいだい <u>繁多寺境内（松山市 令和6年10月11日）</u></p> <p>よこみねじみち 横峰寺道（西条市 平成28年10月3日、平成29年10月13日）</p> <p>よこみねじけいだい 横峰寺境内（西条市 平成29年10月13日）</p> <p>さんかくじおくのいんみち 三角寺奥之院道（四国中央市 平成29年10月13日）</p>
所在地	南宇和郡愛南町 宇和島市 西予市 大洲市 上浮穴郡久万高原町 <u>松山市</u> 西条市 四国中央市
所有者等	南宇和郡愛南町 稲荷神社 龍光寺 宇和島市 明石寺 西予市 大洲市 上浮穴郡久万高原町 大寶寺 岩屋寺 浄瑠璃寺 八坂寺 浄土寺 <u>繁多寺</u> 西条市 横峰寺 四国中央市 ほか
管理団体	南宇和郡愛南町 宇和島市 西予市 大洲市 上浮穴郡久万高原町 <u>松山市</u> 西条市
指定年月日	<p>指 定：平成28年10月 3日 追加指定：平成29年10月13日</p> <p>追加指定：平成30年10月15日 追加指定：令和元年10月16日</p> <p>追加指定：令和3年3月26日 追加指定：令和4年11月10日</p> <p>追加指定：令和5年3月20日 追加指定：令和6年2月21日</p> <p>追加指定：令和6年10月11日</p>
解説は次ページ	

四国遍路は、空海（諡号：弘法大師）ゆかりの霊場（札所）を巡る、全長約 1,400 kmにも及ぶ巡拝の道である。

愛媛県内の遍路道は、総延長 500 km以上あり、四国 4 県の中で最長である。近代以降に改変を受けた箇所も多いが、現在もなお古道の旧状をとどめている道も見受けられる。県内所在の霊場は 40 番札所観自在寺（愛南町）から第 65 番三角寺（四国中央市）まで 4 県中最多の 26 ヶ寺を数える。各札所は近世から近代にかけての境内景観をとどめている。

なお、史跡名は旧国名を用いて『伊予遍路道』としており、構成する資産は下記のとおりである。

【観自在寺道】

観自在寺道は、四国八十八ヶ所霊場第 39 番札所延光寺（高知県宿毛市平田町）から、県境の峠を経て第 40 番札所観自在寺（南宇和郡愛南町御荘平城）に至る道である。

県境の峠の最高標高は約 310m を測り、古くから松尾峠または松尾坂と呼ばれ、古来より四国西南地域における伊予土佐間の主要な往還道としての機能を有しており、伊予遍路道の起点として位置付けられる。

観自在寺道のうち、県境の松尾峠から愛媛県側の 1,544.2m が指定されている。



【稲荷神社境内及び龍光寺境内】

第 41 番札所龍光寺は、宇和島市三間町字戸雁に所在する真言宗御室派の寺院で、江戸時代までの神仏習合の面影を色濃く伝えている霊場である。明治時代初期の神仏分離までは稲荷社が札所であった。

稲荷神社本殿等の建築様式から 18 世紀後半の建築とされ、隣接する旧観音堂（現廣田神社）の建物も、その建築様式から 18 世紀初頭とされており、江戸時代中期には稲荷社としての今日に続く景観が成立していた。なお、江戸時代前期には既に、「立光寺」という名前で神宮寺としての龍光寺が成立していた。



【仏木寺道】

仏木寺道は、第 41 番札所龍光寺（宇和島市三間町字戸雁）から第 42 番札所仏木寺（同字則）に至る道の一部で、龍光寺から西に位置する尾根を横断し、谷部を進む部分約 450mに旧状をとどめ、史跡に指定されている。平成 29 年には、龍光寺前の道約 27mが追加指定され、指定距離は約 477mとなった。



【明石寺道】

明石寺道は、第 42 番札所仏木寺（宇和島市三間町字則）から第 43 番札所明石寺（西予市宇和町明石）に至る道である。歩き遍路の場合、約 10.6 kmの道のりである。

仏木寺を出て次の札所明石寺のある北方を眺望すると、標高 500~600mほどの仏像構造線の山並みが東西に延びている。道はこの山脈に所在する齒長峠（標高約 500m）を越えていく。山道は急坂が続く、途中県道で途絶えている箇所もあるが、概ね古道の景観を留めている。峠には大師堂が建立されている。さらに大師堂横の道を進むと西予市域と



宇和島市提供

なる。今回、明石寺道のうち、宇和島市域内、齒長峠に向かう山道入口付近から県道 31 号と交差するまでの（崩落箇所である一部を除いた）585.80mを指定する。

【明石寺境内】

第 43 番札所明石寺は、西予市宇和町明石に所在する天台宗寺門派の寺院で、空海開祖の真言宗寺院に限定されない四国遍路の民俗性を示す資産として貴重である。

古くから熊野修験の寺で、戦国時代には西園寺氏の庇護を受け、江戸時代になってからは宇和島藩主の庇護を受けるなど、有力な寺院であった。明治時代



になり修験道が禁止されて以降、天台宗の寺として今日まで続いている。

なお、本堂など多くの建築物等が登録有形文化財に登録されている。

【大寶寺道】

大寶寺道は、第 43 番札所明石寺（西予市宇和町明石）から第 44 番札所大寶寺（久万高原町菅生）に至る道で、札所間の距離が四国遍路の中で 3 番目に長く、約 70 km 弱とされている。

明石寺から南西に位置する尾根を横断し、谷部を進み、江戸時代には宿場町であった西予市宇和町卯之町（重要伝統的建造物群保存地区「西予市宇和町卯之町伝統的建造物保存地区」）に至る約 755m が令和元年に、大寶寺山門近くの勅使橋から同寺納経所に至る約 185m が令和 4 年にそれぞれ史跡に指定されている。今回追加指定を受ける箇所は、西予市の大洲藩鳥坂口留番所跡から鳥坂峠（標高約 466m）を越え大洲市野佐来札掛に至る延長約 3,769m（西予市側 1,506.83m、大洲市側 2,262.42m）の旧状をとどめる遍路道である。これにより大寶寺道指定距離は約 4,709m となる。



大洲市提供

【大寶寺境内】

第 44 番札所大寶寺は、上浮穴郡久万高原町菅生にある真言宗豊山派の寺院で、大宝元年（701）の創建と伝えられる古刹であり、中世には岩屋寺とともに菅生寺と称され、近世には岩屋寺を奥之院とした。また、近世までは六十六部廻国聖の重要な巡礼地であった。



盛時には山内に塔頭 48 坊を数えるほどの大寺院であったとされるが、度々の火災で多くの堂舎を失い、明治 7 年（1874）にも全山が焼亡した。その後、本堂とともに大師堂や茶所など四国遍路に関わる建物も徐々に復興し現在に至っている。

なお、大寶寺及び周辺の山林は県指定名勝『菅生山』に指定され、良好な景観が保たれている。

【岩屋寺道】

岩屋寺道は、第44札所大寶寺（久万高原町菅生）から第45番札所岩屋寺（同町七鳥）へ順打ちする道である。歩き遍路の場合約8.4kmである。



令和3年の指定範囲はそのうち古道の景観が維持されている約4,281m（大寶寺から山越えて畑野川に出る約628m、畑野川の丘陵地の約1,624mと岩屋寺近く

の約2,029m）で、岩屋寺に尾根伝いに進む道は八丁坂と通称され、丁石が点在する景観のよい道である。

令和4年に追加指定された範囲は、大寶寺から峠御堂（既指定範囲）に繋がる約814.38m、八丁坂を越えた岩屋寺山門までの約989.79mで、既指定範囲同様に丁石や遍路墓が点在し、古道の景観をとどめている。

【岩屋寺境内】

第45番札所岩屋寺は、上浮穴郡久万高原町七鳥にある真言宗豊山派の寺院で、弘仁6年（815）、弘法大師の創建と伝えられる古刹であり、中世には大寶寺とともに菅生寺と称され、近世には大寶寺の奥之院とされた。



岩屋寺は、礫岩の屹立する山塊の中腹に営まれている。伊予国河野氏の出身

で、時宗の開祖一遍上人が参籠したことが、国宝『一遍上人絵伝』に描かれていることでも有名である。

なお、岩屋寺周辺は名勝『岩屋』、大師堂は重要文化財『岩屋寺大師堂』としてそれぞれ国の指定を受けている。

【浄瑠璃寺道】 浄瑠璃寺道は久万高原町の第45番札所岩屋寺から千本峠、三坂峠と二つの峠を越え、松山平野の第46番札所浄瑠璃寺に至る道で、歩き遍路の場合、約29.0kmとされている。

指定範囲は、岩屋寺本堂下の虚空蔵堂より降る山門を抜け岩屋寺所有林に囲まれる東の端までの参道の区間 373.02 mと、河合集落から千本峠を越える古道の景観が残っている区間 881.1m、合わせて 1,254.12mである。



【浄瑠璃寺境内】

第 46 番札所浄瑠璃寺は、松山市浄瑠璃町にある真言宗豊山派の寺院で、寺伝によれば、行基（668～749 年）が和銅元年（708）に開基し、空海が荒廃していた寺院を復興したとされる。その後、兵火等により衰退するが、中世末期には伊予守護河野氏の重臣平岡通倚ひらおかみちよりが、江戸時代中期には住職の堯音ぎょうおん（1732～1820）が諸堂を再興し、現在に至っている。



本堂、大師堂、鐘楼といった主要堂宇は江戸時代の建立で、発掘調査においても近世後期には存在していたと思われる土塀の基礎が発見されるなど、境内地は近世札所の姿を今に留めている。

【八坂寺境内】

第 47 番札所八坂寺は、松山市浄瑠璃町に所在する真言宗醍醐派の寺院で、近世には熊野権現の分霊や十二社権現を奉祀し、明治政府による修験禁止令までは修験の根本道場として興隆してきた。



本堂、大師堂は近現代に改築されているが、旧本堂の機能を果たしていた熊野十二社権現は江戸時代後期の建造物として現存している。近世以来の境内位置・空間構成に大きな変化はなく、四国霊場として多くの人々の信仰を集めてきた歴史を今に伝えている。

なお、本尊の阿弥陀如来坐像は、鎌倉末期から南北朝期の作と考えられ、県指定有形文化財となっている。また、境内に所在する中世の層塔及び宝篋印塔は松山市の有形文化財に指定されている。

【浄土寺境内】

第 49 番札所浄土寺は、松山市鷹子町にある真言宗豊山派の寺院で、寺伝によれば、孝謙天皇（在位 749～758 年）の勅願寺として開創され、のち空海が荒廃した伽藍を再興し、法相宗の寺院だったのを真言宗の寺院としたという。10 世紀中頃に空也上人（903～972 年）が 3 年間滞留し、村人たちへの教化に努めたとされる。鎌倉時代には、源頼朝（1147～1199）が一門の繁栄を祈願して堂塔を修復したといわれる。現在も境内地は戦災等の被害を受けることもなく近世の『四国遍礼霊場記』や『四国遍礼名所図会』に描かれた景観を保っている。



なお、文明 16 年（1484）建立の本堂（附 厨子）及び鎌倉時代の空也上人立像が重要文化財に指定されている。

【繁多寺境内】

第 50 番札所繁多寺は、松山市畑寺町に所在する真言宗豊山派の寺院で、古代以来の歴史を有し、中世には天皇家の菩提寺である京都・泉涌寺との関係を深めるとともに、時宗の開祖一遍上人（1239～1289）が参籠するなど伊予の有力な寺院であった。近世前期には四国遍路の第 50 番札所として位置付けられた。



本堂、大師堂等は近代以降の再建であるが、境内地の移転や大きな改変はなく、近世札所の雰囲気^{もんげつしょうにん}を今に伝えている。

また、境内から南に約 500m の所に中世繁多寺の住持間月上人（1288 年寂）の供養塔である宝篋印塔が建つ聖人塚があり、この地も繁多寺の歴史を語る上で欠かせない重要な場所となっている。

【横峰寺道】

横峰寺道は第 59 番札所国分寺（今治市）から第 60 番札所横峰寺に至る道で、二十丁の位置にある湯浪休憩所からの山道に旧状をとどめる。指定の対象となるのは五丁石のある付近までで、妙之谷川上流の谷川に沿って進み、途中谷川を交差しながら、十一丁付近からは急峻な尾根を蛇行して登る道である。延長は約 1,700m を測



り、道際に舟形や角柱形の丁石が立っている。これらの道はいずれも遺存状況が良好で、伊予における遍路道の実態を考える上で重要である。

【横峰寺境内】

第 60 番札所横峰寺は、西条市小松町石鎚にあり、真言宗御室派の寺院で石鎚信仰にもかかわる霊場である。その創立については、明確な史料を欠いているが、同寺に所蔵されている金銅蔵王権現御正体(みしょうたい)（県指定有形文化財（工芸品）、昭和 40 年 4 月 2 日指定）は鍍金銅製で、平安時代末期頃の製作と推定されており、その頃までに石鎚山を信仰の対象とする山岳信仰の霊場として成立していた可能性が高い。



明治時代の廃仏毀釈により廃寺になるが、明治末年に現在地に復興され今日に至っている。

【三角寺奥之院道】 奥之院道は、四国八十八ヶ所霊場第 65 番札所三角寺（四国中央市金田町）から三角寺奥之院仙龍寺（四国中央市新宮町馬立）を経て第 66 番札所雲辺寺（徳島県三好市池田町）に至る道の一部である。



『四国遍路道指南』（貞享 4 年〔1687〕）、『四国遍礼霊場記』（元禄 2 年〔1689〕）では三角寺には大師堂がなく、奥之院本堂が三角寺の大師堂と見做されていた。そのため、第 65 番札所三角寺で本尊十一面観世音菩薩に詣り、次いで弘法大師に参拝するため奥之院仙龍寺に寄ってから、次の札所第 66 番札所雲辺寺に向かった。三角寺の境内を出たところから、4 丁石までの間、約 3,800m が指定されている。